

事業名	省エネ家電製品買換え支援補助金
事業主体	多賀城市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	家庭から排出される温室効果ガスの削減につなげ、ゼロカーボンシティへの推進を図るため、予算の範囲内で省エネ効果の高い家電製品へ買換えた方に補助金を交付するもの
補助対象要件	■ 対象者 (1) 多賀城市に住民登録がある方 (2) 多賀城市内の販売店から購入する方 (3) 令和8年12月25日までの間に、既存の家電製品から新品の補助対象家電製品に買換え、自らが居住する多賀城市内の住宅に設置を完了し、実績報告書を提出する方 (4) 令和8年度内において、本補助金を受けていない方 ※購入前の事前申請が必要 ■ 対象家電製品 ・エアコン 省エネ基準達成率100%以上（目標年度2027年度） ・冷蔵庫・冷凍庫 省エネ基準達成率105%以上（目標年度2021年度） ■ 対象要件 ・買換えであって新品（未使用）であるもの ・自ら購入したもの（リース、レンタルは対象外） ・製造メーカーの製品保証書があるもの ・省エネ性能が買換え前の家電製品を上回るもの
補助金額等	購入費用 5万円以上10万円未満 1万円、10万円以上15万円未満 2万円 15万円以上20万円未満 3万円、20万円以上 4万円
補助申請期間	交付申請受付期間：令和8年4月1日から令和8年11月6日まで 実績報告提出期限：令和8年12月25日まで
その他	
ホームページ	https://www.city.tagajo.miyagi.jp/kankyo/kurashi/kankyo/kankyo/shouenehojo.html
お問合せ先	都市産業部環境施設課資源環境係 022-368-4126

事業名	住宅窓断熱改修支援補助金
事業主体	多賀城市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☐ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	家庭から排出される温室効果ガスの削減につなげ、ゼロカーボンシティへの推進を図るため、予算の範囲内で住宅窓断熱改修工事を実施した方に補助金を交付するもの
補助対象要件	■対象者 (1) 国補助事業（先進的窓リノベ2026事業、みらいエコ住宅2026事業、既存住宅における断熱リフォーム事業）のいずれかを実施した方で、国補助金の額の確定通知日が令和8年4月1日以降である方 (2) 引き続いて市内に住宅を所有する市民、その家族又は市内に有する住宅を賃貸に供す賃貸人のいずれかであること (3) 対象住宅の所在地が市内である国補助事業等の交付額確定通知書を受領している方 (4) 市税を滞納していない方 ■補助対象工事 ・先進的窓リノベ2026事業：ガラス交換、内窓設置、外窓交換※カバー工法及びはつり工法、ドア交換 ・みらいエコ住宅2026事業：ガラス交換、内窓設置、外窓交換※カバー工法、ドア交換 ・既存住宅における断熱リフォーム事業（トータル断熱）：ガラス交換、内窓設置、外窓交換※カバー工法、ドア交換 ・既存住宅における断熱リフォーム事業（居間だけ断熱）：内窓設置、外窓交換※カバー工法、
補助金額等	住宅窓断熱改修工事に要する経費の額から、国補助事業に係る補助金（みらいエコ住宅2026事業および既存住宅の断熱リフォーム支援事業については、総工事費に占める住宅窓断熱改修工事費の割合により按分した額。先進的窓リノベ事業の補助金は当該窓工事に限定されるため按分を要しない。）を控除して得た額に2分の1を乗じた額（千円未満切り捨て）と、10万円とを比較して、いずれか少ない額
補助申請期間	交付申請受付期間：令和8年4月1日から令和8年12月25日まで
その他	
ホームページ	https://www.city.tagajo.miyagi.jp/kankyo/kurashi/kankyo/kankyo/madohojo.html
お問合せ先	都市産業部環境施設課資源環境係 022-368-4126

事業名	宅配ボックス等導入支援事業補助金
事業主体	多賀城市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☒ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☐ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☒ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☐ その他

概要	家庭から排出される温室効果ガスの削減につなげ、ゼロカーボンシティへの推進を図るため、予算の範囲内で宅配ボックス及び置き配バックを導入した方に補助金を交付するもの
補助対象要件	■対象者 (1) 市民または市内の住宅の賃貸者であること (2) 自ら居住するまたは賃貸する市内の住宅や敷地内に補助対象製品を設置すること (3) 補助事業者が宅配ボックス等を設置する住宅または敷地内の所有者ではない場合は、宅配ボックス等の設置について当該住宅または敷地の所有者の承諾を得ること (4) 令和8年度内において、本補助金を受けていないこと ■補助対象工事 (1) 令和8年4月1日以降に購入していること (2) 未使用品の新品であること (3) 耐久性及び防水性を備え、宅配物等を安全に保管できること (4) ワイヤーまたはアンカーその他盗難防止のための器具で固定されていること
補助金額等	購入費用（設置等の工事に要する経費、消費税及び地方消費税を含む）の2分の1 ※上限1万円 ※千円未満切捨て ※補助対象経費は以下に該当する費用の合計額（消費税及び地方消費税を含む） ・本体の購入費用 ・盗難防止のための固定器具の購入費用 ・設置の工事に要する費用
補助申請期間	交付申請受付期間：令和8年4月1日から令和8年12月25日まで
その他	
ホームページ	https://www.city.tagajo.miyagi.jp/kankyo/kurashi/kankyo/kankyo/takuhaihojo.html
お問合せ先	都市産業部環境施設課資源環境係 022-368-4126

事業名	雨水流出抑制施設設置助成事業
事業主体	多賀城市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☒ 事業者		
対象工事	☒ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	豪雨時の浸水被害を軽減するため、雨水貯留タンク・浸透ますの設置に対して助成を行うもの
補助対象要件	■ 対象者 ・市内で雨水貯留タンクまたは雨水浸透ますを設置する市民や法人事業者など ■ 対象地区 ・多賀城市内全域 ■ 雨水貯留タンクの対象要件 ・雨水を貯留するために作られ、一般的に販売されているもの ・貯留量の総量が120リットル以上のもの ・建物の雨どいから接続でき、耐久性のあるもの ■ 雨水浸透ますの対象要件 ・建物の雨どいなどから直接接続し、本市が指定する設置改良が可能であるもの ・浸透能力が500リットル以上で、市で定める規格以上のもの
補助金額等	設置費用の3分の2に相当する額で、限度額は4万円
補助申請期間	令和8年6月1日から10月30日まで
その他	
ホームページ	https://www.city.tagajo.miyagi.jp/kyuhaisui/shisetsu/usuiryuushutuyokusei.html
お問合せ先	上下水道部施設整備課給排水係 022-368-3112

事業名	水洗便所改造資金融資あっせん制度
事業主体	多賀城市

対象者	☒ 個人(持ち家)			☒ 個人(賃貸)			☐ 事業者	
対象工事	☐ 新築(建設)			☒ 改修・増築			☐ 購入	
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他	

概要	住宅のくみ取り便所（し尿浄化槽を含む。）を水洗便所に改造しようとする者に対し、当該改造及びこれに伴う排水設備の設置等（以下「水洗化改造」という。）に係る資金の融資をあっせんするもの
補助対象要件	■融資あっせん条件 ・下水道処理区域内にある住宅の所有者又は占有者であること ・市税、受益者負担金を完納していること ・連帯保証人がいること ■保証人の要件 ・市内にお住まいの方で所得のある方 ・同居する家族で所得のある方 ・市内に保証人がいない場合は仙台市、塩釜市、七ヶ浜町、利府町、松島町に住所を有する方で所得のある方 ・申請者が勤務する事業所等に勤務する方で、所得のある方
補助金額等	・融資あっせんの金額は世帯 1 件につき 6 0 万円まで ・貸付金に係る利息は市が取扱金融機関に対して補給 ・貸付金の償還期間は 4 年以内
補助申請期間	随時
その他	
ホームページ	https://www.city.tagajo.miyagi.jp/kyuhaisui/kurashi/suido/gesuido/suisen.html
お問合せ先	上下水道部施設整備課給排水係 0 2 2 - 3 6 8 - 3 1 1 2

事業名	多賀城市浸水被害軽減支援補助金
事業主体	多賀城市

対象者	☒ 個人(持ち家)		☐ 個人(賃貸)		☐ 事業者		
対象工事	☐ 新築(建設)		☒ 改修・増築		☒ 購入		
カテゴリー	☐ バリアフリー化	☐ 省エネ化	☐ 環境対策	☐ 移住定住・子育て等支援	☐ 空家等対策	☐ 東日本大震災被災者向け	☒ その他

概要	所有している建物の浸水被害の防止または軽減を目的に、市内の浸水リスクがある建物に対し、止水板等の設置費用を補助します。
補助対象要件	■対象者 ・多賀城市内水ハザードマップの浸水想定区域にある建物（建物に接する道路が浸水想定区域である場合含む）で現に居住している建物の所有者 ■補助対象となる工事（物品購入のみも可） ・止水板の設置 ・内外壁の止水 ・浸水対策のための土間コンクリート設置 ・浸水警報装置の設置 ・各種室外機の移設及び基礎高上げ（室外機本体の購入費用は補助対象外） ・その他市長が浸水被害の防止または軽減に効果があると認めるもの
補助金額等	工事費等の1/2（補助金の上限は50万円）
補助申請期間	令和8年4月20日から
その他	
ホームページ	https://www.city.tagajo.miyagi.jp/toshike/sinsui/sinsuisien.html
お問合せ先	都市産業部都市計画課都市計画係 022-368-4241